

能登半島絶景海道（GRANOTO）の名称およびロゴマークの使用規程

国道249号や県道輪島浦上線などの眺望に優れた半島沿岸部の道路である「能登半島絶景海道」について、滞在型観光の促進、「道の駅」の集客強化、サイクルツーリズムの活性化および魅力ある風景街道の創出など、各施策を具体化し、創造的復興に向けた取組を進めることを目的として、「能登半島絶景海道の創造的復興に向けた検討会」（以下、「検討会」という。）が設置された。

本規程は、検討会において作成した、能登半島絶景海道（GRANOTO）の名称およびロゴマーク（以下、「ロゴマーク等」という。）の適正な使用を確保し、普及を促進するため、必要な基準を定めるために制定するものである。

（目的）

第1条 この規程は、ロゴマーク等の使用および管理に関し、必要な事項を定める。

（仕様）

第2条 ロゴマーク等の仕様は、別添「デザインマニュアル」に基づくものとする。

（ロゴマーク等に関する権利）

第3条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、国土交通省および石川県（以下、「国・県」という。）に属する。

（使用の申請）

第4条 ロゴマーク等を使用しようとする者（以下、「使用申請者」という。）は、あらかじめ、検討会委員長（以下、「委員長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、国・県および能登半島絶景海道を形成する7市町（七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、穴水町、能登町）が使用する場合、または、報道関係機関が報道目的に使用する場合は、この限りではない。

2 前項の承認を受けようとする者は、「使用申請書」（様式第1号）に次の書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

- （1）申請者の会社概要等が分かる資料
- （2）ロゴマーク等の使用状況が分かる完成見本等
- （3）その他委員長が必要と認める書類

（使用の承認）

第5条 委員長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、能登半島絶景海道のブランド力の向上に寄与すると認められる場合、「使用承認書」（様式第2号）により、ロゴマーク等の使用を承認するものとする。この場合において、委員長は、使用申請者に対して必要な条件を付することができる。

(使用承認の制限)

第6条 委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマーク等の使用を承認しない。

- (1) 別添「デザインマニュアル」に定めたデザイン、カラー等に従って使用しないおそれがある場合
- (2) 「能登半島絶景海道」および国・県のイメージや品位をおとしめるおそれがある場合
- (3) 法令および公序良俗に反するおそれがある場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用されるおそれがある場合
- (5) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、または使用するおそれがある場合
- (6) その他、承認することが不相当と認められる場合

(使用承認の期間)

第7条 ロゴマーク等の使用承認期間は、原則として3年以内とし、期間満了後に引き続き使用する場合は、第4条の規定に基づき、改めて申請を行い、使用承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定により、使用承認を受けた者（以下、「使用者」という。）は、当該使用承認事項を変更しない限り、承認期間満了後であっても、その残部の範囲内において、引き続き使用することができるものとする。

(使用料)

第8条 ロゴマーク等の使用料は無料とする。

(地位の承継)

第9条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

(使用上の遵守事項)

第10条 第5条の規定による使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された使用内容のみに使用すること
- (2) 第2条に規定する仕様に従うこと
- (3) 当該使用にかかる物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること
- (4) 使用承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと
- (5) ロゴマーク等について、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録および知的財産に関する一切の権利の設定または登録をしないこと

(使用の承認内容の変更等)

第11条 使用者が使用承認の内容について、変更をしようとする場合は、第4条の規定に基づき、改めて申請を行い、使用承認を受けなければならない。

(使用の承認の取消し等)

第12条 委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は使用承認が取り消された場合、承認取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用者が第5条の使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他、ロゴマーク等の使用継続が不相当であると認められた場合

2 委員長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 委員長は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について報告させ、または調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第13条 国・県は、この規程による使用承認の申請に要した費用および使用の実施にかかる経費または役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 ロゴマーク等の使用は、使用者の責任で行うものとし、ロゴマーク等の使用により生じたあらゆる損害および不利益について、国・県は、一切責任を負わないものとする。

2 使用者は、ロゴマーク等を使用した商品等の瑕疵により、第三者に損害を与えた場合は、これに対し、全責任を負い、国・県に損害その他の不利益を及ぼすことのないよう適切に対処するものとする。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意または過失により国・県に損失を与えた場合は、これによって生じた損害を国・県に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第15条 委員長は、ロゴマーク等の使用促進を図る観点から、使用承認の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、検討会の事務局が行う。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用および管理に関して必要な事項は、委員長が別途定める。

附則

この使用規程は、令和8年3月10日から施行する。